

令和3年10月22日

新型コロナウイルス感染症にかかる埼玉県の協力依頼を踏まえた本市の対応について

■概要

新型コロナウイルス感染症につきまして、令和3年10月20日に、埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、現在、感染状況が落ち着いていることから、イベント等の開催に係る要請等を除き、10月24日をもって段階的緩和措置等を終了することとし、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」が示された。

そこで、市では、市有施設及び市主催イベント等の取扱いについて、下記のとおり対応することとした。

記

1 市有施設の取扱いについて

令和3年10月25日（月）以降、徹底した感染防止対策を講じ、主催者に徹底させることを条件に開館する。

なお、原則、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応するものとする。

また、施設を利用して行われるイベント等については、10月30日までは、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベント等の開催」における要請等の遵守について、主催者に協力を求める。

学校体育施設開放事業については、上記と同様の取扱いとする。

2 市主催イベント等の取扱いについて

令和3年10月30日（土）まで、市主催イベント等については、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

なお、原則、「令和3年10月25日以降における県民・事業者の皆様へのお願い」の「イベント等の開催」を遵守しつつ、「県主催イベント等及び県有施設の取扱い」に準じて対応するものとする。